



環境影響評価法に関する最近の動きについて

2026年7月31日

環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課



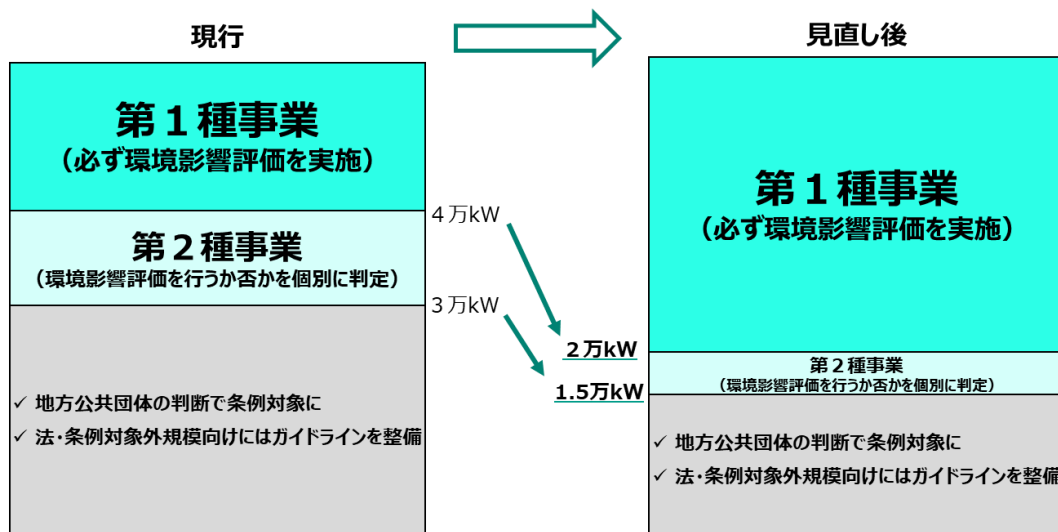
大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージを受けた環境影響評価に関する対応について

- 「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」において、環境影響評価に関しては、「環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る」等とされている。
- これを受けて、2026年1月から「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会」において、環境影響評価法の対象となる太陽光発電事業の規模等について検討を行った。
- 規模要件に関しては、パブリックコメントを経て、7月17日に閣議決定。2027年4月1日施行。

1. 規模要件の見直し

環境影響評価法の対象となる太陽光発電事業の規模要件を以下のとおり見直す。

第1種事業：4万kW以上 → **2万kW以上**
第2種事業：3万kW以上 → **1.5万kW以上**



2. スクリーニング（判定）基準の見直し

森林の開発、切土、盛土などの土地の改変が非常に広範囲で起こる傾向にあることや、傾斜地など多様な環境が事業実施場所となる傾向にあるという太陽光発電事業の特徴を踏まえ、**第2種事業のスクリーニング基準を見直し、森林の開発や傾斜地に関する観点を追加する。**

3. 実効性強化

環境影響評価段階・工事計画届出段階・設備運用段階の各段階において、実効性の強化を図る。

環境影響評価段階においては、土地の安定性、景観、反射光等の問題とされた環境項目において、**最新の知見を踏まえた厳格な審査**を実施する。

4. 法対象とならない規模の事業への対応

我が国の環境影響評価制度は、法と条例とが一体となっていることから、法対象となる規模要件の見直しの考え方等について、地方公共団体に丁寧に説明することが求められる。

アセス図書の公開制度について

- 環境影響評価法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 73 号）において、
 - 環境大臣は、アセス図書 ※ を、それぞれ政令で定める期間（＝30年）、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。 ※ 配慮書、方法書、準備書、評価書及び報告書の 5 種。
 - ただし、この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者の同意を得なければならない。とする制度を新設した。
- この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行。

背景

- アセス手続において作成した書類（アセス図書）は、地域の環境情報、環境影響評価の結果等が集約された文書。
- アセス図書は後続事業者による効果的な環境影響評価や地域理解の醸成に有用であるものの、法律で定められた事業者によるアセス図書の公表期間は約 1 か月であり、既存のアセス図書の情報を十分に活用できていない。

効果

- アセス図書を継続公開することで、
 - 後続事業者による、より効果的なアセスの実施や累積的な環境影響の評価に活用
 - 透明性の向上による事業に対する地域やステークホルダーの理解醸成が期待される。